

会員規約

第1章 総則

第1条 定義

本規約に定める条項は「Personal Training Studio Navigate」(以下、当スタジオという)に適用されるものとする。

第2条 目的

当スタジオは、運動により、会員の皆様の生活の質を向上させ、自信と活気に満ちたライフスタイルを送ることを努めることを目的とする。

第3条 運営

当スタジオ運営は、「株式会社 9-WAVES(ナインウェーブズ)」が行う。

第2章 会員

第4条 会員制度

1. 当スタジオは会員制とする。
2. 当スタジオに入会される方は、本規約等諸契約を当スタジオと締結する必要がある。

第5条 会員の種類

1. 必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがある。その場合、当社は事前に当スタジオホームページ、書面、または施設内の掲示等にて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとする。
2. パーソナル会員とは、マンツーマン(トレーナー1人、会員1人)のレッスン形態を受講するものをさす。グループ会員とは、複数人で行われるレッスン形態をさす。

第6条 入会資格

1. 会員となれる者は、次の各号をいずれも満たす者とする。
 - ①当スタジオの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体
 - ②未成年者にあつては、親権者が同意した方
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は会員となることができない。但し5号については株式会社 9-WAVES が入会を特に認めた場合はこの限りではない。
 - ①医師から運動を禁じられた方
 - ②暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方
 - ③暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全に脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方
 - ④社会通念上、前二号に該当すると思われる行動、言動、外見・身なりをされている方
 - ⑤過去に会員資格の除名の処分を受けた方

第7条 禁止事項

当スタジオでは、下記の事項を禁止する。

1. トレーニングスペースのみならず、敷地内での喫煙。
2. トレーニングスペースおよび付帯施設を毀損する行為。
3. 危険物の持ち込みや火気の使用。
4. 他のお客様の迷惑に当たる行為。
5. 酒気を帯びてのトレーニング。
6. 伝染病等有する方の施設利用。
7. 無許可の写真撮影・ビデオ撮影・録音など。
8. 当スタジオの従業員、その関係者、会員に対する引き抜きや勧誘、その他これらに類する行為。
9. その他公序良俗を害するおそれがあると認められる場合。
10. 営業妨害とみなされる行為。
11. 当スタジオ内及びその周辺で、当スタジオの承認のない物販、商業行為、印刷物、チラシ等の配布行為、特定の宗教・政治的宣伝行為は、固くお断りする。

第8条 入会手続き

当スタジオ入会の際は、所定の入会申込用紙及び同意書等に必要事項を明記の上、会費等を添えて手続きをしていただく。

第9条 休会

1. 会員が自己都合により当スタジオを休会する場合は、当スタジオが定めた受付期間までに、所定の書面により手続きを完了しなければならない。
2. 前項の手続き後、当スタジオが休会届けを受理した時をもって休会とする。
3. 全ての支払い義務を終えた後にしか休会手続きは行えない。
4. グループトレーニング会員は、前月の10日まで(金曜日休日の場合は、その前日まで)に当スタジオに報告しなければ、口座引き落としが発生する。
5. 休会中は月会費の発生はしないが、休会中は毎月休会費として1,000円(税別)がかかる。
6. 休会后、復帰する場合は、支払いが済んでいる年会費を再度支払う必要はない。
7. 休会中でも翌年度分の年会費の口座引き落としがかかる。

第10条 キャンセル

1. キャンセルは当レッスン開始時間の24時間前までにメールまたは電話で連絡。(なお営業時間外・スタッフ不在の場合は、留守電にその旨を残す)既定の時間を過ぎてのキャンセルは受講料の100%を請求する。キャンセル扱いとは、レッスンは行わないが、料金の支払い義務が生じることをさす。
2. 担当トレーナーがなんらかの事情でレッスンを担当できない場合、代行として別のトレーナーを用意する。代行トレーナーを用意したにもかかわらず、それをお客様の判断でレッスンを受講しない場合は、当レッスンは未実施扱いとなる。その場合、キャンセル料は一切かからない。未実施とは、レッスンは行わないが、支払い義務も生じないことをさす。
3. 天災(公共交通機関の停止、道路の通行止め)や忌引きの場合、前各項の条件の限りでない。
4. 万が一こちらの都合で担当トレーナーおよび、代行トレーナーがレッスンできない場合1レッスン(60分)を無償で提供する。なお、受講料の払い戻しには応じられません。
5. 第21条に定めた特別な理由での休業の場合、レッスン不可とし、「未実施」と扱わせてもらう。

第11条 退会手続

会員は、当スタジオを退会する際は、所定の退会届を前月の10日までに提出しなければならない。※「退会届」別途参照

第12条 諸手続き

会員は、会員種類の変更・休会・退会等の契約期間申請・終了の際は、所定の方法で手続きを完了しなければならない。その際、所定の期日に間に合わなかった場合、料金を徴収する。会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も、速やかに変更手続きを完了しなければならない。この場合、変更届出の効力は当社の変更事務処理終了により、生じるものとする。

第13条 会員資格の除名

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当然に会員資格を喪失する。

1. 会費を2ヶ月以上未納の方(会費を2ヶ月滞納した場合、退会扱いとする。但し、滞納分については未払い料金と判断し、請求する)。
2. 入会に際して虚偽の申告をした方。
3. 死亡したとき(法人会員の場合、解散または破産の申立てを行ったとき)。
4. その他、当スタジオの目的にふさわしくない行為をされた方。

5. 入会資格を失った方
6. 会員規約・利用規約、その他当スタジオの諸規則に違反を行っている方。

第14条 会員資格等の譲渡

会員資格及び会員の権利は、いかなる状況であっても第三者に譲渡できない。

第3章 年会費、月会費および利用料

第15条 年会費/施設維持費等

1. 年会費/施設維持費等は、当スタジオが定める所定の方法で納めるものとする。
2. 会費の引き落としに際し、口座の不備、残高不足により引き落としが出来なかった場合、当スタジオが再度設定する日時までに振込みを行う。
3. 会員は、施設利用の有無に関わらず、退会するまでは指定の会費を支払わなくてはならない。
4. 一度納められた年会費/施設維持費は返金しない。

第16条 年会費、月会費および利用料

1. 年会費は毎年3月27日に口座振替によって引き落とし(祝祭日により変更あり)。
2. 月会費はパーソナルトレーニングの場合、4回前払いのチケット制とし、その有効期限は支払い後2ヶ月以内。
3. 月会費はグループトレーニングの場合、前月の27日(祝祭日により変更あり)に翌月分を収める。

第17条 年会費、月会費のおよび利用料などの改定

1. 当スタジオは別に定める入会金・月会費・利用料・手数料などの改定を行うことができる。この場合、入会金について新たに入会する方から適用される。
2. 前項の改定を行う場合、当スタジオは原則として2ヶ月以上前までにその内容を当スタジオホームページ、書面、または施設内の掲示等にて通知する。

第4章 その他

第18条 営業日および営業時間

当スタジオの営業日および営業、及び休館日ならびに営業時間は別に定める。定めた内容は適宜告知する。

第19条 会員以外の施設利用

当スタジオは特に必要と認められた場合を除き、会員以外の方が施設を利用することを原則認めない。

第20条 休業

施設の法定点検・修繕等止むを得ない場合とする。その場合、事前告知するが、その際はレッスンを行えない場合がある。

第21条 施設・設備・サービスの廃止と利用制限

1. 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、当スタジオは、施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限できる。
2. 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、当スタジオは、施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限できる。その告知は、当スタジオホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行う。
3. 各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上、休業することがある。この告知は原則として当スタジオホームページ、書面、または施設内の掲示等により行うが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではない。
4. 前各項の場合、会員は、当スタジオに対して損害賠償等一切の請求をできないものとする。この場合第10条4項の規定を準用する。

第22条 事故責任

当スタジオで会員または第三者に生じた人的物的事故について、当スタジオに故意または過失がある場合を除き、当スタジオは一切損害賠償の責を負わない。また、会員は当スタジオに対して、損害賠償の請求を行わないものとする。また、ビジターおよび同伴者についても同様とする。

第23条 盗難

会員が当スタジオの利用に際して生じた盗難について、当スタジオは一切損害賠償の責を負わない。ただし、当スタジオに故意または過失があるときはこの限りでない。

第24条 紛失物

会員が当スタジオの利用に際して生じた紛失については、当スタジオは一切損害賠償の責を負わない。忘れ物について、一定期間(1ヶ月間)保管した後、処分する。

第25条 会員の損害賠償責任

1. 会員が当スタジオの施設利用に際して当スタジオ又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責に応じるものとする。
2. 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、当スタジオの過失または器具類の不都合による場合は、前各項の適用はない。

第5章 附則

第26条 サービスの終了

1. 当スタジオはやむを得ない事情による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、当スタジオの全てまたは一部のサービス内容を終了することができる。
2. 終了の理由が天災、地変、公権力の命令、強制、その他不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができる。
3. 当スタジオ解散の場合、当スタジオは会員に対し、補償は行わない。

第27条 通知方法

本規約および、当スタジオの諸規則に関する通知または予告は、当スタジオ所定の場所に掲示する方法又は、当スタジオのホームページ上における告知により行う。

第28条 本規約その他諸規則の改正

当スタジオは本規約、細則、利用規定、その他当スタジオの運営、管理に関する全ての事項を改定することができる。また、その効力はすべての会員に適用される。

第6章 その他の条項

第29条 守秘義務

当スタジオで知り得たトレーニングプログラム、その他の情報は、当スタジオおよび会員のいずれも守秘義務を負うこととします。

第30条 協議条項

本会員規約に記載のない事項で問題が生じた場合は話し合いを行う

第31条 管轄裁判所

当スタジオと会員間で生じた紛争を管轄する裁判所は、当スタジオの住所地を管轄する裁判所とする。

第32条 結果保証

当スタジオでのトレーニングプログラムは、その改善を示唆する十分な証拠に基づいておりますが、絶対的な効果を保証するものではありません。

第33条 情報管理の定め

会員から登録・提供をいただいた個人情報は、当スタジオが所有させていただき、第三者への提供開示は、以下の場合を除き、一切行いません。

1. 法律の定めないし法律手続により開示が必要とされる場合
2. 会員の命にかかわることが発生した場合
3. 会員、又は公共の個人の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合

上記の事項全て確認して同意致しました。

年 月 日

名前 _____